

幼児教育無償化のご案内 認可外保育施設等保護者用

1 子育てのための施設等利用給付認定について

認可外保育施設等（認可外保育施設のほか、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）の利用者が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」の「新2号、新3号」認定を受ける必要があります。

認定区分	対象	内容
新2号	子どもの年齢が4月1日時点で満3歳以上であり「保育を必要とする理由」※1に該当する場合	・授業料+入園料…37,000/月上限まで無償
新3号	子どもの年齢が4月1日時点で満3歳未満であり「保育を必要とする理由」※1に該当し、かつ市町村民税非課税世帯である場合	・授業料+入園料…42,000/月上限まで無償

※1【保育を必要とする理由】 父母ともに該当することが必要

就労	居宅内外で月60時間以上就労（夜勤を含む）をしている場合
妊娠・出産	母親の出産前後である場合 （出産予定日の前日を含む56日前から出産当日を含む57日目が属する月の月末まで）
疾病・障害等	保護者が病気、負傷、心身の障害等の場合
同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
求職活動	求職活動中である場合
就学	就学や技能取得等の場合
DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業取得時（3歳以上児のみ）

2 手続き方法について

施設利用開始前に「子育てのための施設等利用給付認定申請書」、「保育の必要量を証明する書類」※1と「保育所等の入園申し込みを行わない理由の確認について」を、各園または市役所へご提出ください。（各申請書類は市HPより印刷または、施設にお問い合わせください。）※認定日を遡ることはできません。

※1【保育の必要量を証明する書類】 父母それぞれが必要

就労（会社員・パート）	就労証明書
就労（自営業）	就労証明書及び確定申告の写し、公的機関への届け出営業実態が判断できる資料
就労（内職）	就労証明書及び作業依頼証明書
就労（農業従事）	就労証明書及び出荷等の伝票（農業従事で田畑を耕作されている場合は、一人当たり田畑あわせて10アール以上の農地を耕作し、生計に寄与している場合のみ可）
妊娠・出産	母子手帳（表紙及び出産予定日が記載されているページ）の写し
疾病・障害等	医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
同居親族等の介護・看護	医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動中申告書
就学	合格通知、在学証明書、カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
育児休業	就労証明書（育児休業期間を記載があるもの）

3 給付について

認可外の授業料……新2号 37,000 円/月上限まで無償化されます。

新3号 42,000 円/月上限まで無償化されます。

利用料を一旦施設へ全額支払い、後日市役所へ請求をすることで、市より保護者口座へ振り込みいたします。請求、振り込みともに四半期ごとです。

【支払いスケジュール】

区分	請求書提出〆切時期	支払い時期
4月～6月利用分	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	4月上旬	5月中旬

4 施設等利用給付認定の内容変更があった場合について

認定後、内容に変更が生じた場合は、速やかに犬山市子ども未来課までご連絡ください。年に一度現況確認を行い、必要書類の提出をお願いしています。変更が生じたにも関わらず、申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合は、認定が取り消しとなり幼児教育・保育の無償化を受けられなくなることがあります。